

## 第2回労務管理セミナー

# 働き方改革に対応した人事労務管理 ～働き方改革関連法の改正ポイントを解説します！～

働き方改革関連法案が平成30年6月29日に可決成立、同7月6日に公布されました。同法案は、長時間労働の是正や多様な働き方の実現、さらに正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の解消等を目的としており、来年4月1日から順次施行されます。

今回のセミナーでは、「働き方改革実現会議」や「同一労働同一賃金の実現に向けた検討会」のメンバーとして中心的な役割を果たしてこられた東京大学社会科学研究所教授の水町 勇一郎 氏を講師にお招きし、「36協定上限規制と同一労働同一賃金」について解説していただきます。また、当地域で活躍されているセントラル社会保険労務士法人代表社員の特定社会保険労務士 水野 昌徳 氏に、来年4月1日から努力義務とされた勤務間インターバル制度について説明していただきます。

経営者や人事労務担当者等多数のご参加をお待ちしております。

日時

平成30年

10月31日(水)

13:20～16:45

(受付12:50～)

会場

愛知県産業労働センター  
ウインクあいち9F 901会議室

名古屋市中村区名駅4丁目4-38  
(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より  
◎JR名古屋駅桜通口から  
ミッドランドスクエア方面 徒歩5分  
◎ユニモール地下街 5番出口 徒歩2分

地図



参加費

無料

ただし第1部のみ資料代2,000円(税込)

定員

170名

※申込期日前でも定員になり次第締切とさせていただきます。お早めにお申込みください。

共催

公益社団法人愛知労働基準協会  
全国労働基準関係団体連合会  
愛知県支部

後援

愛知労働局

## 内 容

13:20～13:25 オリエンテーション

【挨拶】

愛知労働局 労働基準部長 黒部 恭志 氏

【講演】(資料代として2,000円(消費税込))

第1部 13:40～16:00

講演「36協定による労働時間の上限規制と  
同一労働同一賃金」

東京大学 社会科学研究所

教授 水町 勇一郎 氏



経歴

1967年生まれ。1990年東京大学法学部卒業。専門は労働法学。  
著書に『「同一労働同一賃金」のすべて』(有斐閣)、『労働法 第7版』  
(同)など。政府の「働き方改革実現会議」の有識者議員を務めた。

第2部 16:00～16:45 (無料)

講演「勤務間インターバルとは？その課題は？  
事例を見ながら解決策を探る」

セントラル社会保険労務士法人 代表社員

特定社会保険労務士 水野 昌徳 氏

中小企業から上場企業まで、あらゆる規模・業種の労務管理を経験。  
2014年4月より大同大学 総合情報学科 経営情報専攻の労働法  
非常勤講師を担当。

お問  
合せ

公益社団法人愛知労働基準協会  
教育事業部

TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440

Email: kj-ark@airouki.or.jp

